

2013年2月25日

出産前後の女性をケアする専門家「ドゥーラ」を保険でサポート

株式会社損害保険ジャパン（社長：櫻田 謙悟、以下「損保ジャパン」）は、出産前後の女性をケアする専門家「ドゥーラ^{※1}」が、その業務に起因して法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害を補償する『ドゥーラ賠償責任保険制度』を2013年2月から開始しました。

損保ジャパンは、本制度を通じて、社会的に高い需要の見込まれる「ドゥーラ」の普及を支援していきます。

※1 ドゥーラ

妊娠・出産・子育てをする女性を支える専門家のこと。「ドゥーラ」の語源は、ギリシャ語で「他の女性を支援する、経験豊かな女性」という意味。

アメリカでは、出産に付き添ったり産後の世話をしたりする職業として確立されている。主な業務は、掃除や洗濯などの家事のほか、正しい知識にもとづいた新生児のケア、出産前後の身体に優しい食事づくりなどの母親へのサポート、母親の相談相手など。出産前後の女性を幅広くサポートする。

1. 制度開始の背景と目的

近年、高齢出産の増加に伴い、出産・育児をする夫婦の親世代も高齢化していることや、親世代が子夫婦と同居する世帯が減少傾向にあることなどを受けて、産前・産後の母親が育児に関する周囲の支援を受けることが困難になってきているといわれています。

また、産後うつ病などの深刻な問題の発生も指摘されており、母親へのサポートの必要性はますます高まっています。

このような状況下において、一般社団法人ドゥーラ協会（代表理事：丑田 香澄、以下、「ドゥーラ協会^{※2}」）は、母親に寄り添い、子育てをサポートする専門家「ドゥーラ」を増やす取り組みとして、2012年5月から「ドゥーラ養成プログラム」を開始しており、本プログラムを修了した方が2013年2月5日に初めて「ドゥーラ」として認定されました。

損保ジャパンは、「ドゥーラ」が業務に起因して法律上の損害賠償責任が生じた場合に備えていただくために、「ドゥーラ協会」と連携して、新たに保険制度を開始することにしました。

※2 「ドゥーラ協会」(<http://www.doulajapan.com/>)

2012年3月設立。少子化対策、産後うつ病の防止、児童虐待防止などを目的として、出産前後の女性支援の専門家「ドゥーラ」の養成および認定事業や、出産前後の女性に対する産前産後にまつわる知識の教育活動を行っている。

2. 本保険制度の概要

(1) 制度の概要

- ①保険契約者 : ドゥーラ協会
- ②加入対象者 : ドゥーラ協会会員の方で、協会からドゥーラの認定を受けている方
- ③引受保険会社 : 損保ジャパン

(2) 補償の内容

加入対象者がドゥーラ業務遂行に起因して、身体賠償や財物賠償などの法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

<お支払い例>

- ・利用者宅を清掃する際、不注意で利用者の所有物を落として壊してしまった。
- ・ベビーベッドの柵をきっちりとしめず、赤ちゃんが落ちてケガをしてしまった。
- ・料理を提供したところ、利用者が食中毒になってしまった。

以上